平成 23 年度 第 2 回

「整備管理者選任前研修」開催について

さて、中部運輸局愛知運輸支局主催による標記研修が開催されます。
整備士資格がない方を「整備管理者」として選任する際の資格要件として、この研修の修了と点検・整備又は整備の管理に関して 2 年以上の実務経験が必要となります。
つきましては、研修受講を希望される場合は下記の要領でお申込み下さい。
尚、本年度は合計 5 回の開催予定ですが会場準備等の関係上、開催日が確定次第お知らせします。

記

1． 研修開催日時・申込開始日・申込締切日

	開催日	申込開始日	申込締切日	備考
第 2 回	平成 23 年 7 月 26 日（火） 12 時 30 分～16 時 00 分	平成 23 年 6 月 20 日	平成 23 年 6 月 24 日	定員 400 名

（注） 申込開始日前の窓口・郵送による申込受付は出来ません。

2． 開催場所

中川文化小劇場 ホール 「名古屋市中川区吉良町 178 番地の 3」

会場には駐車場はありません。必ず公共交通機関をご利用下さい。

3． 募集定員

定員４００名 「一事業者 ６名まで」
（申込締切日前でも定員になり次第締切）

4． 申込方法および注意事項

別紙「平成 23 年度整備管理者選任前研修受講申込書」に必要事項を記入の上、
添付資料① 返信用封筒（定型内：長形 3 号）に返信先住所の記入と切手 90 円分の貼付
添付資料② 運転免許証の写し（申込み受講者の確認が出来るもの）
を用意し、中部運輸局愛知運輸支局 整備保安担当へ「窓口での申込み」または「郵送による申込み」にてお願い致します。研修日一週間前までに、整備管理者選任前研修受講票を送付します。

※ 受講者ごとに受講申込書をご記入願います。
※ 直接窓口に申し込む場合は切手を貼った返信用封筒をご持参下さい。
※ ①返信用封筒・②免許書の写し を用意の上、申込み下さい。
※ ①返信用封筒については、一申込みについて３名までの受講票を返信いたします。
※ 定員等により受付ができなかった方については、申込書及び添付資料を返送します。

〇お問い合わせ先
（申込先）
中部運輸局愛知運輸支局 整備保安担当
〒454－8558 名古屋市中川区北江町 1－1－2
TEL 052－351－5382

平成２３年度整備管理者選任前研修受講申込書

中部運輸局長（愛知運輸支局長）　殿

平成　　年　　月　　日

申込者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL：　　FAX：

ふりがな	
受講者の氏名	（昭和・平成　　年　　月　　日生）
ふりがな	
受講者の住所	（〒　　－　　）
業態の別（該当箇所に○をつけて下さい）	
１．バス　２．タクシー　３．トラック　４．レンタカー　５．自家用（マイクロ・その他）	
備　考	

受講日
第　回 平成　　年　　月　　日

※平日９：００～１７：００の間の連絡先を記入して下さい。

連絡先　TEL：

注）１．申込は返信先の住所を記載し切手を貼った**返信用封筒**と、**受講者の氏名及び生年月日が確認できるもの**（運転免許証等のコピー）を同封の上、愛知運輸支局整備保安担当まで郵送して下さい。

＊郵送先　　中部運輸局愛知運輸支局　整備保安担当
〒４５４－８５５８
名古屋市中川区北江町１－１－２

また、直接整備保安担当窓口に申し込む場合でも、返信先の住所を記載し切手を貼った返信用封筒と、受講者の氏名及び生年月日が確認できるものを、ご持参下さい。

２．研修開催についてに記載の注意事項に留意し申込みしてください。

３．各回申込締切後の受講希望者、受講希望日の変更はできません。

４．申込受付できなかった場合は、返信用封筒及び受講申込書を返送いたします。

支部通常総会、各支部で開催される

名古屋第一支部

名古屋第一支部（吉野支部長）は、５月17日（火）、17時より名古屋ガーデンパレスにおいて通常総会を開催しました。下記の議案について審議し、全て原案通り可決されました。

議事

第１号議案　平成22年度事業報告・収支決算報告の承認について
第２号議案　任期満了に伴う役員、本部理事、委員会委員選任（案）について
第３号議案　平成23年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認について

吉野支部長 挨拶

名古屋第二支部

名古屋第二支部（近藤支部長）は、５月17日（火）、17時から会員70名が参加し、ＡＮＡクラウンプラザコート名古屋において通常総会を開催しました。近藤支部長の挨拶の後、引き続き議長となって議事進行を行い、下記の議案について全て原案通り可決されました。

議事

（1）平成22年度 事業報告の承認について
（2）平成22年度 収支決算の承認について
（3）任期満了に伴う役員改選について
（4）平成23年度 事業計画(案)の承認について
（5）平成23年度 収支予算(案)の承認について

近藤支部長 挨拶

会場の様子

名古屋第三支部

名古屋第三支部(小林支部長)は、5月24日(火)、10時30分から会員55名が参加し、名古屋港ポートビルにおいて通常総会を開催しました。小林支部長の挨拶の後、議案審議に入り、下記の議案について全て原案通り可決されました。

議事

第１号議案　平成22年度事業報告並びに収支決算報告について
第２号議案　任期満了に伴う役員の改選について
第３号議案　平成23年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

小林支部長 挨拶

寺岡副支部長 挨拶

会場の様子

知多支部

知多支部(青木支部長)は、4月26日(火)、会員47名が参加し、ホテルシーパレスリゾートにおいて通常総会を開催しました。青木支部長の挨拶のあと議案審議に入り、事業報告と収支決算、事業計画(案)と収支予算(案)及び任期満了に伴う役員改選等、全ての議案は原案通り承認されました。来賓挨拶として愛ト協川島会長から挨拶を頂きました。

また、愛知県トラック知多陸青会の山田会長と清田副会長が、若手経営者・幹部候補者の会である陸青会について紹介し、様々な活動を通じて共に学びたいとPRをしました。

青木支部長 挨拶

川島会長 挨拶

会場の様子

西三支部

西三支部(小幡支部長)は、5月22日(日)、15時30分から会員124社が出席し、三重県志摩市において通常総会を開催しました。小幡支部長挨拶の後、議案審議に入り、全て原案通り可決されました。第5号議案の「任期満了に伴う役員の改選について」においては、細川新支部長、水野新副支部長が選出され、また、佐々木理事が新たに選出されました。

議事

第1号議案　平成22年度事業報告
第2号議案　平成22年度決算報告
第3号議案　平成23年度事業計画(案)
第4号議案　平成23年度収支予算(案)
第5号議案　任期満了に伴う役員の改選について

小幡支部長 挨拶

東三支部

東三支部(岡村支部長)は、5月16日(月)シーパレスリゾートにおいて、通常総会を開催しました。下記の議案について審議し、全て原案通り可決されました。

議事

第1号機案　平成22年度事業報告承認の件
第2号議案　平成23年度事業計画(案)承認の件
第3号議案　役員変更について(案)承認の件

岡村支部長 挨拶

川島会長 挨拶

会場の様子

支部だより

名古屋第一支部

シートベルト着用キャンペーンを実施

水曜会(森会長)は、５月12日(木)、千種区池下路上においてシートベルト着用キャンペーンを実施しました。サイン板等を掲げ、ドライバーに対し、シートベルトの着用を呼び掛けました。

活動の様子 ▶

自転車安全利用キャンペーンを実施

北ト会(吉野会長)は、５月17日(火)、ダイエー上飯田店東側駐輪場付近において自転車安全利用キャンペーンを実施しました。自転車利用者や通行人に対し、サイクルリフレクター(反射材)を配布し、交通事故防止を呼び掛けました。

活動の様子

名中会(市村会長)は、５月17日(火)、中日ビル正面玄関付近において、自転車安全利用キャンペーンを実施しました。自転車利用者や通行人に対し、サイクルリフレクター(反射材)を配布し、交通事故防止を呼び掛けました。

活動の様子

飲酒運転追放・シートベルト着用徹底キャンペーン

東葵会(三浦会長)は、５月20日(金)、イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター西側路上において飲酒運転追放・シートベルト着用徹底キャンペーンを実施しました。のぼり旗等を掲げ、ドライバーに対し、飲酒運転の追放とシートベルトの着用を呼び掛けました。

活動の様子 ▶

名古屋第二支部

飲酒運転追放・シートベルト・全席着用キャンペーンを実施

名古屋第二支部(近藤支部長)は、５月 11 日(水) 15 時からイオン熱田ショッピングセンターにおいて、飲酒運転追放・シートベルト・全席着用キャンペーンに参加しました。ちびっ子警察官（幼稚園児)・会員等の参加者が買い物客に対しシートベルトの全席着用を呼び掛けながら交通安全グッズを配布しました。

熱田警察署 挨拶

ちびっ子警察官

活動の様子

熱田区一斉大監視を実施

名古屋第二支部(近藤支部長)は、５月 16 日(月) 8 時から会員 35 名が参加し、熱田区の旗屋町交差点において一斉大監視を実施しました。

参加者は国道 19 号東側歩道に立ち、「交通安全運動実施中」「飲酒運転禁止」と書かれたのぼり旗やハンドプレートを掲げ、通行車両に交通安全を呼び掛けました。

熱田警察署長 挨拶

活動の様子

名古屋第四支部

交通安全啓発活動を実施

中川会(岡田会長)は、5月16日(月)、高畑交差点において交通安全啓発活動を実施しました。通勤・通学の歩行者及び自転車利用者に対し、交通安全啓発グッズを配布し、交通事故防止を呼び掛けました。

岡田会長 挨拶

活動の様子

尾東支部

家族交通安全教室への参加

春日井部会(生川部会長)は、5月22日(日)、春日井自動車学校で開催された春日井市交通安全推進協議会主催の「家族交通安全教室」に参加し、大型車両による左折時巻き込み事故の模擬実演を行いました。

当日は、関田区の地域住民78名が参加し、省エネ運転の講習会が開催された後、教習コース内に設営された各体験コーナーでは、自動車の急制動体験のほか、飛び出し事故や道路横断中の危険性等について、家族で体験学習しました。

春日井市環境政策課による、省エネ運転講習会

左折巻き込み模擬実験

知多支部

経営セミナーを開催

知多支部(青木支部長)は、4月26日(火)16時から会員47名が参加し、経営革新セミナーを開催しました。同志社大学教授　村田晃嗣先生を講師に迎え、「2011年の内外情勢を展望する」をテーマに講演をして頂きました。日本を取り巻く環境や経済の見通し、極めて近い将来である2012年、世界で何が起こるのか？など国際関係に強い先生ならではの内容となっており、説明もわかりやすく、大変好評でした。

村田先生

セミナーの様子

半田警察署管内トラック交通安全協力会
シートベルト全席着用キャンペーン実施

半田警察署管内トラック交通安全協力会(北村会長)は、5月12日(木)、15時から会員12名が参加し、名鉄「知多半田」駅前においてシートベルト全席着用キャンペーンを実施しました。

一日女性警察官2名と参加者は、「交通安全運動実施中」と書かれたのぼり旗を持って通行車両に交通安全を訴えた他、チラシや交通安全啓発グッズを通行人に配布し、シートベルトの全席着用を呼び掛けました。

一日女性警察官

半田警察署交通課長 挨拶

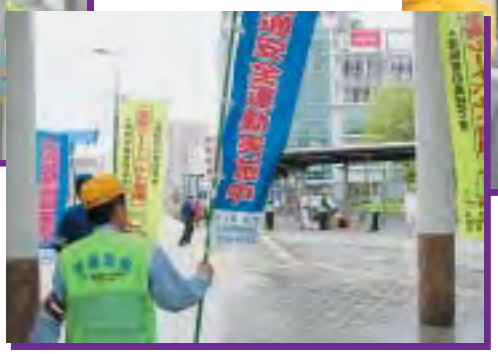

活動の様子

西三支部

交通安全教室を開催

豊田部会（小幡部会長）は、４月15日（金）、トラック３台と会員14名が参加し、みよし市立北部小学校において小学１年生の児童83名を対象に交通安全教室を開催しました。子供たちにトラックの死角体験や左折巻き込み実験・制動実験を見学してもらい、それぞれが交通の危険性を学習し、自分の身を守ってもらうようお願いをして終了しました。

整列する児童と参加者

制動実験

運転席に乗車し死角体験をする児童

交通安全パレードと交通安全講習会を実施

碧南部会（水野部会長）は、５月10日（火）、碧南・高浜地区において、45事業所64名が参加し、トラック３台と関係車両による交通安全街頭パレードを実施。他に支部会員及び交通安全女性推進員による一般車両への交通安全防止を呼び掛ける啓発活動を実施しました。パレード終了後には交通安全講習会を開催しました。

講習会の様子

東三支部

交通安全研修会を開催

東三支部（岡村支部長）は、5月16日（月）シーパレスリゾートにおいて、会員事業者58名が参加し、交通安全研修会を開催しました。豊橋警察署交通課の白井係長に現在の交通事故状況について講話して頂きました。

豊橋警察署交通課 白井係長

会場の様子

エコドライブ

地球と走ろう

環境に優しいエコドライブで

1 ふんわりアクセル『eスタート』

やさしい発進を心がけましょう。

地球にやさしい
サイフにやさしい
安全につながる
運転です

2 加減速の少ない運転

車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた
安全な定速走行に努めましょう。

3 早めのアクセルオフ

エンジンブレーキを積極的に
使いましょう。

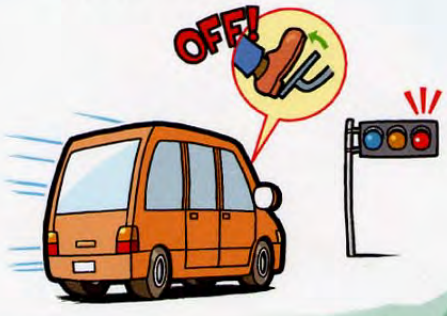

4 エアコンの使用を控えめに

車内を冷やし過ぎないようにしましょう。

5 アイドリングストップ

無用なアイドリングをやめましょう。

6 暖機運転は適切に

エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。

7 道路交通情報の活用

出かける前に計画・準備をして、渋滞や
道路障害等の情報をチェックしましょう。

8 タイヤの空気圧をこまめにチェック

タイヤの空気圧を適正に保つなど、
確実な点検・整備をしましょう。

9 不要な荷物は積まずに走行

不要な荷物を積まないようにしましょう。

10 駐車場所に注意

渋滞などをまねくことから、違法駐車は
やめましょう。

エコドライブ普及連絡会策定
（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）

エコドライブ普及推進協議会メンバー

公益社団法人 日本バス協会
(社)全日本トラック協会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車連盟
(社)日本自動車販売協会連合会
(社)日本自動車整備振興会連合会
(社)全国乗用自動車連合会
(社)全国個人タクシー協会
(社)全国自家用自動車協会
(社)日本自家用自動車管理業協会
一般社団法人 全国レンタカー協会
(社)日本中古自動車販売協会連合会
(社)日本損害保険協会
一般社団法人 日本自動車リース協会連合会
(財)運輸低公害車普及機構
交通エコロジー・モビリティ財団

事務局：交通エコロジー・モビリティ財団 〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3F TEL 03-3221-7636

FSC ミックス FSC® C102236

(2011.4)

平成23年度 安全性評価事業（Gマーク）
申請事前説明会開催

平成23年度安全性評価事業（Gマーク）申請事前説明会を6月2日(木)～6月10日(金）にかけて各地区にて開催しました。安全性評価事業（Gマーク）は、安全性への取り組みの向上を図り、一定レベル以上の取り組みを行っている事業所に対して認定するものであります。平成23年3月現在、全国で15,197事業所が安全性優良事業所として認定されており、年々増加しております。今回の説明会には各地区から多数の参加があり、担当者から申請方法、評価事業の概要、評価項目の改善・変更点等の説明をしました。

申請期間・場所については、平成23年7月1日（金）～14日（木）の期間内に、研修センター（みよし市）の適正化事業実施機関に申請していただきます。なお、郵送による申請は不可となっています。

6月2日　トラック会館にて

適正化事業実施機関（適正化事業部）からのお知らせ

点呼の際のアルコール検知器の使用等が義務化されました

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、平成２３年５月１日より、運送事業者が運転者に対して実施することとされている点呼において、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用すること等が義務化されました。
概要は以下のとおりです。

点呼時におけるアルコール検知器の備えに対する処分基準の創設

		初違反	再違反
アルコール検知器の備え義務違反	備えなし	６０日車	１８０日車
アルコール検知器の常時有効保持義務違反		２０日車	６０日車

アルコール検知器の備え付け

○営業所ごとにアルコール検知器を備える。
○遠隔地で乗務を終了または開始する場合は、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させる。

点呼時、運転者の酒気帯びの有無の確認の際のアルコール検知器の使用

○乗務の開始前、終了後等において実施することとされている点呼の際に、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子を目視等で確認することに加え、アルコール検知器を使用することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認する。

アルコール検知器の保守

運行管理者はアルコール検知器を故障がない状態で保持しておくために、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次の事項を実施しなければいけません。

○毎日確認

・電源が確実に入ること。
・損傷がないこと。
※遠隔地で乗務を終了または開始する場合等、アルコール検知器を運転者に携行させ、または自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者が所属営業所を出発する前に実施すること。

○少なくとも週１回以上確認

・酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
・アルコールを含有する液体またはこれを希釈したものを、構内に噴霧した上でアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
※アルコール検知器メーカーから販売されているキットを使用することもできます。

アルコール検知器義務化に関してよくある質問

Ｑ１　アルコール検知器について、国土交通省が推奨する検知器はありますか。
Ａ：アルコール検知器について、国土交通省の推奨は行っていません。

Ｑ２　アルコールの数値ではなく、赤・黄・緑などのランプで表示するものでも問題ありませんか。
Ａ：問題ありません。

Ｑ３　泊まりを伴う運行の場合、電話点呼をしなければなりませんが、その際のアルコール検知器の使用はどのようにすれば良いのですか。
Ａ：電話点呼の際には、携帯型のアルコール検知器を携行し、点呼時に使用する必要があります。

Ｑ４　アルコール検知器の測定数値を、点呼簿に記載する必要がありますか。
Ａ：測定数値を記載する必要はありません。

その他の質問は(社)愛知県トラック協会のＨＰ(http://www.aitokyo.jp)をご覧下さい。

～Ｇマーク「安全性優良事業所」の申請受付を７月１日から開始します～

平成２３年度の「安全性優良事業所」の新規申請ならびに更新申請の受付が７月１日から７月１４日までの期間で始まります。

本年度から、認定基準が一部変更され、「安全性に対する取組の積極性」について、従来８点であったものが、今回の申請から１２点に変更されたことにより従来に増して「安全への積極的な取組」が求められることとなります。

申請期間までに事前相談・ご不明な点がありましたら、適正化事業実施機関までお問い合わせ下さい。

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関
〒470－0207
みよし市福谷町西ノ洞21－127
㈳愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター内2F
TEL 0561－76－2242　FAX 0561－76－3033